

発議案第3号

同性婚を認める民法改正を行うことを求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により、提出します。

令和5年5月29日

船橋市議会議長 渡 辺 賢 次 様

提出者 松 崎 さ ち

賛成者 かなみつ 理恵 神 子 そよ子

金 沢 和 子 岩 井 友 子

同性婚を認める民法改正を行うことを求める意見書

憲法は全ての国民が個人として尊重されること、権利において平等であることを確認しており、性的指向や性自認による差別が許されないのは当然のことである。

平成 31 年（2019 年）2 月 14 日、日本で生活する 13 組の同性カップルが、「同性カップルが結婚（法律婚）できないのは憲法違反だ」と、東京・札幌・大阪・名古屋で一斉に国を提訴した。そして、令和 3 年（2021 年）3 月、初の判決となった札幌地裁は、同性婚を認めない現行の民法などの規定を「違憲」と判断した。

現在の民法や戸籍法は男女の結婚を前提にしており、同性カップルは相続権や税金の配偶者控除などの法的・経済的な権利が認められていない。病院で家族としての面会や付き添い、手術の際の同意判断が許されないことなども問題になっている。

前述の判決は、性的指向の違いでもたらされるこれらの数多くの差別を憲法第 14 条の平等原則に照らして不合理とした。

同性婚を認めることは、世界の潮流となっている。令和 5 年（2023 年）2 月現在、34 の国・地域（一部の州において同性婚ができ、それらの州で成立した同性婚が全ての州で認められているメキシコを含む）で同性婚が可能になっている。

G7 各国のうち、同性カップルの法的保障がないのは、今や日本だけである。

既に地方自治体においては 255 自治体がパートナーシップ制度を導入し、人口カバー率は 65.2%に及んでいる（令和 5 年（2023 年）1 月 10 日時点）。

国も速やかに、性的指向にかかわらず、平等に婚姻が認められる「婚姻の平等」を実現する法整備に踏み出すべきである。

よって、国会及び政府においては、誰もが個人として尊重され、差別を許さず、多様性が尊重される社会をつくるために、同性婚を認める民法改正を行うよう、強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

船 橋 市 議 会

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣

理 由

現在の民法や戸籍法は男女の結婚を前提にしており、同性カップルの法的保障が存在しない。憲法は全ての国民が個人として尊重され、権利において平等であることを要請しており、同性婚を認める法整備が必要である。これが、この意見書案を提出する理由である。